

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年9月 30 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1 件
-----------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
-----------------	-----

国民年金関係	1 件
--------	-----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600099号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600014号

第1 結論

請求者のA社における令和5年1月31日の標準賞与額を21万9,000円に訂正することが必要である。

令和5年1月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年1月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年1月31日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、同社から21万9,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から21万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和5年1月31日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600056号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2600007号

第1 結論

昭和58年2月から同年4月までの請求期間、昭和59年3月及び同年4月の請求期間並びに昭和63年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和58年2月から同年4月まで
② 昭和59年3月及び同年4月
③ 昭和63年5月

請求期間①、②及び③について、平成5年頃にA協会(現在は、B協会)から住宅購入資金の融資を受けようとしたところ、国民年金保険料の未払い期間があると融資を受けられないとのことだったので、C社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続をして、その際に請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料をまとめて現金で納付した。

しかし、年金記録では、請求期間①、②及び③における国民年金の加入記録及び保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前の期間であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成9年1月に厚生年金保険被保険者番号を基に付番されており、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、請求者が平成5年頃に国民年金の加入手続を行った状況は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求者は、平成14年9月16日に初めて国民年金の第1号被保険者となっており、請求期間①、②及び③は国民年金に未加入の期間であることから、制度上、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することはできない上、請求者が保険料をまとめて納付したとする平成5年の時点において、請求期間①、②及び③に係る保険料の徴収権は既に時効により消滅していることから、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、国民年金保険料の未払い期間があるとA協会から融資を受けられないことから、平成5年頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間①、②及び③に係る保険料を納付した旨主張しているが、当該協会は、平成5年当時の融資条件は、過去の全ての期間について国民年金保険料の未払い期間があると融資できないとの内容ではなく、「申込みの前月以前24ヶ月間が厚生年金保険の被保険者期間および国民年金の保険料納付済期間で連続しているこ

と」であり、請求期間①、②及び③については、当該融資条件の対象期間でなかったと回答している。

なお、C年金事務所は、国民年金保険料の徴収権が時効により消滅している期間について、当該協会から融資を受けることにより保険料を納付することが可能となる取扱いが存在しない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。